

新制度移行までに市町村が実施すべき主な事項

(1) 子ども・子育て支援事業計画の策定 (P1、4～5参照)

(2) 各種基準等を定める条例の制定

① 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準条例

② 地域型保育事業の認可に関する基準条例

③ 放課後児童クラブの設備及び運営に関する基準条例

④ 保育の必要性の認定に関する基準(条例又は規則等) 等

} 条例制定必須

⇒ ①～③の制定が必須の条例については、県内39市町村のうち、21市町村において制定済み

(参考) 新制度における認可・確認の主体

給付等を受けるためには、施設又は事業が「認可」されているだけでなく、市町村によって「確認」されていることが必要(放課後児童クラブを除く)

| 施設等種別 | 認可 | 確認 |
|--------------------|-------|------|
| 幼保連携型認定こども園 | 県、中核市 | 市町村① |
| 保育所(保育所型認定こども園を含む) | 県、中核市 | 市町村① |
| 幼稚園(幼稚園型認定こども園を含む) | 県 | 市町村① |
| 地域型保育事業(小規模保育等) | 市町村② | 市町村① |

※市町村の後ろに付記されている丸数字は、上記(2)条例の番号に対応して関係条例を示しているもの。

(3) 利用者負担

- 新制度における利用者負担額は、応能負担が原則(公立幼稚園であっても同じ。)
- 利用者負担額は、条例または規則で規定。
- 公立の施設(認定こども園、幼稚園、保育所)にあつては、条例で徴収根拠、内容を定めることが必要。

(4) 支給認定

- 平成27年4月～の新制度本格施行に向け、平成26年度中に施設の利用を希望する子ども(保護者)に対し、1～3号の区分に応じた支給認定を行うことが必要。(他市町村への広域利用の場合も必要)